

利府町建設工事等郵送式入札に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、利府町が執行する入札に関し、入札に係る不正行為の防止を図るため、入札会場において行っていた入札を郵送により受け付け、入札当日に開札を行う郵送併用式競争入札（以下「郵送入札」という。）を執行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第2条 郵送入札の対象となる事業等は、建築工事条件付一般競争入札委員会及び利府町工事請負業者等指名委員会において決定するものとする。

(入札書の郵送方法)

第3条 入札書の郵送方法は、外封筒及び中封筒の二重封筒とし、外封筒には入札書を同封した中封筒を入れ、その表に開札日及び入札書在中の旨を朱書し、中封筒は、その表に入札者の名称、入札件名及び開札日を表記し、入札者の名称、入札件名、金額及び開札月日を表記した入札書を入れて封印するものとする。

(入札書の提出期限等)

第4条 入札書の提出期限は、入札を執行する日の前日までとする。

2 入札書の提出は、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法により、入札書提出期限までに利府町役場に到達するよう郵送しなければならない。

3 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる理由があっても受理しないものとする。

4 入札者は、入札書の到達を一般書留、簡易書留又は配達記録郵便により確認することとし、入札執行者においてその照会には、一切応じないものとする。

5 郵送した入札書の訂正、差替え及び再提出は認めない。

6 入札書及び当該入札書を同封した中封筒の入札件名が異なる場合の入札は、重大な不備があり入札者等の意思が明らかでないものと認め、無効とする。

7 入札書を郵送した後においても、入札の執行（以下「開札」という。）までの間は入札の辞退を認めるものとする。この場合において、入札者は開札までに書面により辞退届を提出するものとする。

(入札書の保管等)

第5条 到達した入札書は、企画部財務課職員が外封筒を開封し、封印された中封筒については企画部財務課長が施錠できる保管箱に入れ、入札会場に搬送し、いかなる理由があっても開札まで封を開けないものとする。

(開札)

第6条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて執行するものとする。

2 開札に入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札事務を直接担当する職員以外の職員(以下「立会職員」という。)1人以上をもって当該開札に立ち合わせるものとする。

(予定価格)

第7条 予定価格は、建設工事等予定価格の事前公表の試行に関する実施要綱(平成16年8月5日町長決裁)の例による。

(落札者の決定)

第8条 入札を特別簡易型総合評価方式以外の方法で実施する場合は、入札価格が予定価格の範囲内にある者で、入札価格が最も低いものを落札者とする。

2 入札を特別簡易型総合評価方式で実施する場合は、入札価格が予定価格の範囲内にある者で、総合評価点の最も高いものを落札候補者とする。この場合において、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が最も低いものを落札候補者とする。

3 前2項の規定により落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者又はその代理人に抽選をさせて落札者等を決定する。この場合において、当該入札者又はその代理人のうち抽選をしない者があるときは、これに代えて、立会職員に抽選させるものとする。

4 前項の抽選は、予備選により抽選順を決定し、本選により落札者等を決定するものとする。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札者等とすべき価格の入札がないときは、直ちに参加者へ連絡し、再度の入札を行うものとする。この場合において、再度の入札の回数は、1回を限度とする。

2 再度の入札の日時その他入札に必要な事項は、入札公告等において事前に示すものとする。

3 再入札書は、再度の入札の日においてファクシミリ又は電子メールで受け付けるものとし、後日、その原本の提出を受け付けるものとする。

4 前項の原本の提出については、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

5 再度の入札を行ってもなお落札者等がないときは、最低の価格をもって入札した者と随意契約の折衝を行うことができるものとする。

(入札結果)

第10条 町長は、郵送入札により落札者等を決定した場合は、速やかに当該

落札者に通知するものとする。

2 町長は、郵送入札により落札者等を決定した場合は、確認のため入札書の写しに認印等により押印させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、郵送入札に関し必要な事項は、建設工事条件付一般競争入札委員会及び利府町工事請負業者等指名委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。